

# 組織運営規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下本会という）定款第5条に基づいて定めるもので、この法人を能率的かつ確実に運営することを目的とする。

## 第2章 顧問

### (顧問)

第2条 本会の公益事業の完遂を図るため本会に顧問を置くことができる。

### (委嘱)

第3条 顧問の委嘱をする場合は理事会の議決による。

## 第3章 名誉会員

### (推挙)

第4条 本会の発展に特別の功績があった正会員を理事会が推薦し、総会において出席会員の3分の2以上の賛同を得た場合、その者を本会の名誉会員とする。

2. 前項により理事会が推薦する名誉会員は、その会員在籍期間が引続いて20年以上なければならない。

### (義務)

第5条 名誉会員は会長から諮問があった場合は、これに答えなければならない。

### (身分)

第6条 名誉会員は、本会会員としての資格を喪失しない限り、名誉会員としての資格を失うことはない。

2. 但し、名誉会員資格の取消は総会において議決権の3分の2以上の賛成によって議決される。

## 第4章 参事

### (選任)

第7条 理事の過半数の賛同により、次の者の中から参事を選任することができる。

- (1) 本会の役員経験者
- (2) 本会支部の役員および役員経験者
- (3) その他、会長が推薦する正会員

### (任期)

第8条 前条により参事に選任された者の任期は、選任したその理事会を構成している理事の任期を以て満了する。

### (職務)

第9条 参事は、会長あるいは理事会の要請により次の職務を行なう。

- (1) 諮問に答申する
- (2) 理事会に出席して意見を述べる

(3) 事業の執行及び会務の運営方に参与する

#### (参事会)

**第 10 条** 参事は、その自由意思に基づいた結集によって参事会を組織することができる。

2. 参事会は、会長あるいは理事会に対して本会運営についての意見の具申、及び事業内容に関する提案を行なうことができる。但しこの場合、参事の過半数の同意によるものでなければならない。
3. 前項により具申、提案等があったとき、理事会はこれを検討しなければならない。

### 第 5 章 賛 助 会 員

**第 11 条** 賛助会員資格は定款第 5 条に従い、理事会の承認を得た団体または個人とする。

2. 賛助会員は社員総会会場に入場し傍聴する資格を有するが発言および議決権をもたない。
3. 会費は「会費規程」第 2 条に従う。
4. 賛助会員は、当会の定款、諸規定、決算書、事業報告、予算案、事業計画を閲覧する権利を有する。その他の帳票類については会長が決済する。
5. 賛助会員は正会員と同等に、機関紙の送付、広告掲載、一般演題発表、の権利を有する。その他、宣伝広報、学会研修会参画等については会長が決済する。

### 第 6 章 寿 会 員

**第 12 条** 診療放射線技師免許取得 50 年以上で尚且つ本会に通算 25 年以上在籍している正会員に対し、本会の発展に特別の功績があったと認めその者を本会の寿会員とする。

2. 寿会員は本会の会費を免除とする。

### 第 7 章 支 部

#### (名称等)

**第 13 条** 本会の公益事業を円滑に推進するために本会に支部を設置する。

2. 支部の名称及びその地域範囲は次に定めるところとする。

- (1) 千葉支部 千葉市
- (2) 東葛支部 市川市、浦安市、船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市、松戸市、柏市、野田市、流山市、我孫子市の 10 市
- (3) 上総支部 木更津市、君津市、富津市、市原市、鴨川市、館山市、茂原市、勝浦市、袖ヶ浦市、南房総市、いすみ市、夷隅郡、長生郡、安房郡の 11 市 3 郡
- (4) 下総支部 銚子市、香取市、東金市、匝瑳市、成田市、佐倉市、八街市、印西市、旭市、山武市、八千代市、四街道市、富里市、白井市、香取郡、山武郡、印旛郡の 14 市 3 郡

#### (事務所)

**第 14 条** 支部には、その支部内に事務局を置くことができる。

#### (事業)

**第 15 条** 支部は、本会の定款に定める目的に従い、次の事業を行なわなければならない。

- (1) 地域住民の保健維持向上に関する必要な事業
- (2) 地域の医用放射線の適正管理に関する必要な事業
- (3) 地域住民に対する情報宣伝広報活動等、放射線及び診療放射線技師職の普及啓蒙活動
- (4) 支部会員の把握と交流親睦に必要なこと
- (5) その他本会の発展に必要なこと

**(所属支部)**

**第 16 条** 本会正会員は、本規程第 13 条に設定された支部にその勤務地を以って所属する。

- 2. 前項により所属の支部を決定することができない正会員にあっては、その居住する場所を以って所属支部を決定することができる。

## 第 8 章 機 構

**(組 織)**

**第 17 条** 本会の会務及び事業を能率的かつ合理的に遂行するために本会に執行部を組織する。

- 2. 執行部の名称及びその担当会務は次のとおりとする。

- (1) 総務部 会計、広報、渉外、並びに総務管理に関すること
- (2) 事業部 学術教育、各種の公益的サービス事業及び指導に関すること

## 第 9 章 雑 則

**(改 廃)**

**第 18 条** 本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

昭和 60 年 11 月 28 日制定 同日施行  
昭和 61 年 1 月 23 日改正 4 月 1 日施行  
昭和 62 年 1 月 17 日改正 4 月 1 日施行  
昭和 62 年 9 月 6 日改正 同日施行  
平成元年 2 月 5 日改正 4 月 1 日施行  
平成 2 年 4 月 19 日改正 同日施行  
平成 3 年 4 月 27 日改正 同日施行  
平成 4 年 4 月 18 日改正 同日施行  
平成 10 年 4 月 18 日改正 同日施行  
平成 24 年 7 月 29 日改正 同日施行  
平成 24 年 1 月 13 日改正 同日施行  
平成 25 年 11 月 14 日改正 同日施行